

規律ある明るい学校環境づくり

～ 暴力行為を防止し、よりよい人間関係づくりのために ～



平成23年8月発行
令和8年3月改訂
千葉県教育委員会

< 目 次 >

I 暴力行為の防止に向けて	P1～4
1 基本的な考え方	
2 暴力行為防止のポイント	
3 暴力行為が発生した場合の対応	
II 対策と具体的な取組例 — 11の対策 —	
【対策1】暴力行為の予兆・発生実態の「可視化」と組織的即応体制の構築	P6
【対策2】動画投稿・拡散が発生した場合の即応体制の構築	P9
【対策3】児童生徒一人一人の実態把握の徹底	P10
【対策4】生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する	P11
【対策5】学校全体で取り組む道徳教育の充実	P12
【対策6】豊かな人間関係づくりと社会性の育成	P13
【対策7】荒れを未然に防ぐ「校内環境」の構築	P14
【対策8】あいさつ運動と地域連携による見守りと暴力行為の未然防止	P15
【対策9】暴力行為防止・解決のための「他校及び関係機関との連携」の構築	P16
【対策10】チーム学校で進める！個別支援サポートチームの構築と運用	P18
【対策11】暴力行為防止の3つの基本原則	P20

I 暴力行為の防止に向けて

1 基本的な考え方

(1) 安全・安心な学びの場の確保と人権・法の遵守

暴力行為は、児童生徒の「安全に学ぶ権利」を著しく侵害するものであり、いかなる理由があっても正当化されません。

- ・暴力の明確な否定と法的リテラシー:「暴力は絶対に許されない」という道徳的な姿勢に加え、それが「暴行罪」「傷害罪」などの法に触れる行為であり、社会的な責任を伴うものであることを教職員・児童生徒・保護者が共通認識として持つ。
- ・人権尊重と安心して生活できる環境:暴力は被害者の心身に深い傷を負わせるだけでなく、周囲の児童生徒の心理的安全性を脅かし、学校全体の安心・安全を損なうものであると認識する。
- ・組織による「NO」の表明:教職員個人の判断ではなく、学校組織として一致協力し、「暴力を見過ごさない、許さない」文化を醸成する。

(2) 専門的知見に基づく多角的な生徒理解と包括的な支援

指導に当たっては、単なる「対話」にとどまらず、専門的な視点から暴力の背景にある要因を分析し、根本的な解決を目指します。

- ・背景にある要因の多角的な分析:児童生徒の認知特性(発達の特徴)、トラウマ体験、家庭環境、SNS上のトラブルなど、暴力の引き金となった背景をスクールカウンセラー(以下、「SC」とする。)、スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」とする。)等と連携して分析する。
- ・自己指導能力と困難な状況から立ち直る力の育成:自分の感情をコントロールする力(アンガーマネジメント)や、対立を非暴力で解決する力、失敗から立ち直る力を育む「教育的アプローチ」を重視する。
- ・ICTを活用した兆候の把握:学習端末等を通じたアンケートや日々の観察データを組織で共有し、孤立や不満の蓄積を早期に発見・ケアする。

(3) 組織的な毅然とした対応と関係修復のプロセス

秩序を維持するための厳格な対応と、事案後の関係修復を両立させます。

- ・「チーム学校」による組織対応:重大な暴力行為に対しては、管理職のリーダーシップのもと、法律の専門家や警察等の外部機関と迅速に連携し、毅然とした態度で臨む。
- ・法的根拠に基づく措置の適正化:必要に応じて出席停止や懲戒などの法的措置を検討する際、適正な手続き(正当なプロセスの遵守)を行い、学校の安全保持義務を果たす。

- ・**修復的対話の推進**: 事案の解決を「指導のみ」で終わらせず、被害者の回復を最優先とした上で、加害者が自らの行為を振り返り、他者との関係を再構築するための修復的なプロセスを大切にする。

2 暴力行為防止のポイント

(1) 組織的な指導・対応体制の高度化

従来の「教職員の協働」に加え、ICTの活用と外部専門家との恒常的な連携を組み込んだ体制構築が不可欠です。

- ・**指導基準の明確化とアップデート**: 身体的な暴力だけでなく、SNS上のトラブルから発展する暴力や、精神的な攻撃(暴言・威圧)についても具体的な基準を設ける。
- ・**「チーム学校」の実装**: 管理職のリーダーシップの下、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任が核となり、学級担任を孤立させないバックアップ体制を構築する。
- ・**法務・福祉の視点の導入**: 法律の専門家による法的助言の活用や、警察・児童相談所との「顔の見える」連携を常設化し、事案の深刻化を未然に防ぐ。
- ・**データに基づく早期検知**: アンケートや面談の記録、欠席状況などのデータを多角的に分析し、予兆を組織的にキャッチする。

(2) 特性への理解とトラウマを考慮した個別理解

「問題行動」を単なる規範意識の欠如と捉えず、背景にある特性や環境を科学的・多角的な視点で理解することが求められます。

- ・**特性への理解**: 発達障害や認知特性に起因するパニックや衝動性に対し、環境調整(合理的配慮)の視点を取り入れる。
- ・**トラウマへのケア**: 家庭内不和や虐待、ヤングケアラーといった背景を持つ児童生徒の「行動の裏側にあるSOS」を読み取る視点を養う。
- ・**専門家が参加するケース会議の定例化**: SCやSSWを「外部の助言者」としてではなく、「指導・支援計画の立案メンバー」として位置づける。

(3) デジタル時代における規範意識とレジリエンスの育成

従来の「しつけ」から、自分と他者を守るための「デジタル・シティズンシップ」と「他者との良好関係」を基盤とした教育へ転換します。

- ・**デジタル・シティズンシップ教育**: ネット上の対立が現実の暴力に発展することを防ぐため、情報の受け取り方や発信の責任について、法的な権利・義務を含めて指導する。
- ・**他者との良好関係**: 単なる「幸せ」にとどまらず、他者との良好な関係の中で、個々の能力を最大限に発揮し、成長し続けられる持続的な指標。
- ・**感情調整(アンガーマネジメント)教育**: 怒りの感情を否定するのではなく、それを適切にコントロールし、暴力以外の手段で表現する具体的なスキルを養う。
- ・**人権教育の自分事化**: 多様性の尊重(SOGI、多文化共生など)を基盤に、「誰もが自分らしく安全に過ごせる権利」があることを再認識させる。

(4) 心理的安全性の高い集団づくり

「規律ある集団」の定義を「静かにさせること」から、「誰もが安心して意見を言え、尊重される状態(心理的安全性)」へシフトさせます。

- ・心理的安全性の確保: 失敗を許容し、互いの違いを認め合う風土を醸成することで、排除や孤立による不満の蓄積を防ぐ。
- ・「修復的対話」の導入: 暴力や対立が起きた際、一方的な指導で終わらせず、当事者同士が「何が起きたのか」「誰が傷ついたのか」を対話を通じて理解し、関係を修復するプロセスを重視する。
- ・自己有用感と参画の機会: 全ての児童生徒に役割があり、集団に貢献していると実感できる「居場所感」のある学級経営を推進する。

3 暴力行為が発生した場合の対応

暴力行為が発生した際、学校は単なる「指導の場」だけでなく、児童生徒の安全を保障する「危機管理組織」としての機能が求められる。

(1) 暴力行為発生時における指導の基本原則

事案発生直後から、以下の5点を柱として組織的に動きます。

- ① 教育的対話と適正な手続きの両立: 信頼関係を基盤としつつも、事案の重大性に応じて法的・ルールの視点(何がダメだったのか、どのような責任が生じるのか)を明確に伝えます。
- ② 科学的知見に基づく多角的理解: 暴力の背景にある要因(家庭環境、発達特性、SNS上の人間関係、過去のトラウマ等)を、SCやSSWを交えて客観的に分析します。
- ③ 「チーム学校」による重層的な指導体制: 管理職が責任を持って指揮を執り、担任一人に抱え込ませず、学年・生徒指導部・特別支援教育推進委員会などが連携して対応します。
- ④ 外部専門機関との途切れのない連携: 深刻な事案では、教育委員会、法律の専門家、警察、児童相談所等と初動段階から情報を共有し、法的手続きや安全確保を優先します。
- ⑤ デジタル二次被害の即時抑止: 動画の撮影・投稿・拡散を「心理的暴力の継続」と捉え、被害の尊厳を守るための技術的・法的措置を優先します。

(2) 暴力行為発生に伴う対応プロセス

迅速かつ正確な対応を行うため、以下のステップで進めます。

段階	対応項目	具体的なポイント
1. 初動・緊急対応	安全確保と沈静化	複数の教職員で即座に介入し、物理的・心理的距離を確保
2. 被害者支援	心身のケアと保護	養護教諭やSCによる即時のケア。動画流出の不安に対する心理的サポート
3. 事実確認	客観的証拠の収集	聴き取りに加え、ICT端末の使用記録、SNSの履歴、拡散状況、保存されたデータの有無を確認
4. デジタル対応	拡散防止と削除の要請	投稿者への即時削除指導、プラットフォームへの削除申請、周囲の生徒への「拡散・保存禁止」の徹底指導
5. 方針決定	指導・措置の検討	出席停止や懲戒、警察等へ相談検討。動画投稿が「名誉毀損」や「人権侵害」に該当する可能性を明示
6. 組織的対応	役割分担と共有	記録係、保護者対応係、周囲の生徒へのケア係などの役割を明確化
7. 外部・地域連携	透明性の高い説明	保護者への正確な報告、必要に応じた地域・関係機関への情報提供と協力要請

(3) 初動における重要留意事項

ア 迅速かつ多角的な状況判断

教職員は、現場の混乱を最小限にするため、即座に「緊急性のレベル」を判断する必要があります。身体的な怪我の有無だけでなく、SNSへの拡散リスクや、周囲の生徒への心理的影響も考慮に入れます。

イ 中立・公正な事実聴取

事実確認においては、以下の点が不可欠です。

- ・先入観の排除：「いつも問題を起こす子だから」といった偏見を捨て、予断を持たずに聴き取る。
- ・オープン・クエスチョンの活用：誘導尋問を避け、本人が自分の言葉で事実を語れるような問いかけを行う。
※オープン・クエスチョン：相手が、「はい」「いいえ」や一言で答えられず、相手に考えさせる質問
- ・記録の厳密化：聴き取った内容は「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」を正確に記録し、後の法的判断や指導の根拠として保存する。

ウ 「修復的」アプローチの検討

事実関係が明確になった後は、単に「指導を与えて終わり」にするのではなく、加害生徒が自らの行為が他者に与えた影響を理解し、いかに責任を取るかという「修復的対話」の視点を持つことで、再発防止と集団の再生を図ります。

Ⅲ 対策と具体例

1 1の対策



【対策 1】

暴力行為の予兆・発生実態の

「可視化」と組織的即応体制の構築

1 暴力行為の防止及び生徒指導体制のチェックリストの活用

- ・ 「物理的暴力」だけでなく、SNSを介した「心理的暴力（暴言・孤立）」や「拡散リスク」を日常的に点検する。
- ・ 「場所・時間・生徒間の緊張感」に着目し、定期的にチェックする。

2 リアルタイムな分析による「ハザードマップ」の共有

- ・ 集計結果から、校内の「監視の死角」や「トラブル多発時間帯」を特定する。
- ・ 生徒指導委員会にて「今、最も介入が必要な場所・集団」を特定し、全職員で共有する。

3 共通行動の徹底と訓練

- ・ 事案発生時の役割分担（制止・避難誘導・記録）を全職員でシミュレーションする。
- ・ 「指導のポイント」を、具体的な役割分担と状況に応じた「標準化された動き」として徹底する。

【留意点】

- ※ 次ページに参考例を提示しましたが、学校の実態に合わせ、「登下校時間」「休み時間」「授業中」など、児童生徒の学校生活の節目ごとのチェックリストを作成する方法もあります。
- ※ 既にチェックリストを作成・活用している学校は、内容を確認した上で、既存のチェックリストを活用してください。

【暴力行為の防止及び生徒指導体制のチェックリストの参考例】

<あてはまる…1、ややあてはまる…2、ややあてはまらない…3、あてはまらない…4>

	チェック項目	チェック欄
登下校	朝、帰りのあいさつができています。	1 2 3 4
	登下校時間を守っている。	1 2 3 4
	交通ルールや乗車マナーを守っている。	1 2 3 4
	服装は適切である。	1 2 3 4
	不自然な傷やアザはない。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
授業中	始めと終わりのあいさつができています。	1 2 3 4
	チャイム着席が守られている。	1 2 3 4
	授業開始時に机や椅子が整頓されている。	1 2 3 4
	授業開始時に授業道具が用意されている。	1 2 3 4
	児童生徒の服装は適切である。	1 2 3 4
	授業規律が守られている。	1 2 3 4
	ロッカー等の整理整頓されている。	1 2 3 4
	表情が険しい、急に無表情になった児童生徒はいない	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
休憩時間・放課後	言葉遣いは乱れていない。	1 2 3 4
	暴力行為に等しい遊びをしていない。	1 2 3 4
	校舎内で走り回ることはない。	1 2 3 4
	壁やドアをたたいたり蹴ったりはしていない。	1 2 3 4
	特定のグループ間でトラブルはない。	1 2 3 4
	他者を揶揄する言動等はない。	1 2 3 4
	集団内での「パワーバランス」に急激な変化はない。	1 2 3 4
	特定の児童生徒を囲むような動きはない。	1 2 3 4
	威嚇的な仕草はない。	1 2 3 4
	個人に対して執拗に視線を送る、避けるなどない。	1 2 3 4
	トイレ、特別教室等、死角に児童生徒がたまっていない。	1 2 3 4
	ネット上でのトラブルはない。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄			
校内整備	通学用自転車が自転車置き場に整頓されている。	1	2	3	4
	下駄箱の靴等が整頓されている。	1	2	3	4
	校内掲示が適切に整備されている。	1	2	3	4
	廊下や階段などにごみが落ちていない。	1	2	3	4
	トイレが清潔でトイレトーパーが常備されている。	1	2	3	4
	手洗い場が清潔で石けんが常備されている。	1	2	3	4
	清掃用具や体育用具が整理整頓されている。	1	2	3	4
	部活動の部室や活動場所が整理整頓されている。	1	2	3	4

	チェック項目	チェック欄			
生徒指導	生徒指導は、複数の教員で対応している。(聴き取り含む)	1	2	3	4
	児童生徒を指導した場合、組織で共有している。(迅速に)	1	2	3	4
	指導の経過について保護者に適切に伝えている。	1	2	3	4
	児童生徒の家庭での様子を把握している。	1	2	3	4
	教職員は乱暴な言動をしていない。	1	2	3	4
	事案発生時の役割分担ができています。	1	2	3	4
	特定の教員に指導が偏っていない。	1	2	3	4

	チェック項目	チェック欄			
デジタル・SNS関連	SNS上での特定個人に対する誹謗中傷や揶揄がないか。	1	2	3	4
	他人を無断で撮影したり、SNSに投稿したりする動きはないか。	1	2	3	4
	ネット上のトラブルが教室内の緊張感や人間関係に波及していないか。	1	2	3	4
	特定個人をターゲットにした、悪ふざけや嫌がらせ動画はないか。	1	2	3	4
	特定個人のSNSグループからの削除や孤立が発生していないか。	1	2	3	4

※ 上記は参考例である。学校の実態に合わせ、「給食」「清掃」「放課後」などをチェックリストに加え、児童生徒の1日の生活をイメージして作成する方法もある。

※ なお、作成にあたっては、校内研修等の一環として全教職員で話し合い、暴力行為防止への教職員の意識高揚にも努める。

【対策2】

動画投稿・拡散が発生した場合の

即応体制の構築

1 「拡散防止」の優先順位の共有

- ・ 暴力行為そのものの制止と同時に、周囲の生徒による「撮影禁止」と「データの即時削除」を指示する体制を整える。

2 デジタル・ハザードマップの作製

- ・ 校内の死角だけでなく、SNS 上のコミュニティ等、トラブルの予兆が表れやすいツールについても、教職員間で情報共有する。

3 「標準化された動き」のシミュレーション

- ・ 事案発生時に「誰が動画の有無を確認し、誰が通報窓口への削除要請を行うのか」といった役割分担を、校内研修でシミュレーションしておく。

【留意点】

- ※ 動画の拡散は、被害児童生徒にとって「一生涯の苦痛」となるだけでなく、投稿した加害児童生徒にとっても将来にわたる社会的責任を伴う重大なリスク（デジタル・タトゥー）となります。
- ※ 指導の際は、単なる「校則違反」としてではなく、「相手の尊厳と人生を深く傷つける行為」であることを、法的リテラシーの観点から明確に伝えることが不可欠です。

【対策3】

児童生徒一人一人の実態把握の徹底

1 定期的なアンケート調査の実施

- ・ いじめ問題と同様、「早期発見、早期対応、再発防止」の観点で作成し、小さな問題行動の予兆を拾いあげる。

2 個人面談や生活記録ノート等の活用

- ・ 個人面談や生活記録ノート等を活用し、家庭での学習状況や生活リズムを確認することで、内面・外面の両面から変化を察知する。

3 組織的な情報共有

- ・ 学年会議や生徒指導委員会で情報を集約し、情報共有に留めず、具体的な「対話策」や「今後の方針」を決定し、共有理解を図る。

4 個別指導記録の作成

- ・ 特定の児童生徒については継続的な記録を作成。改善に向けたプロセスを可視化し、教職員で対応を共有する。

【留意点】

- ※ 既に「学校生活アンケート」等を実施している場合も、暴力行為の未然防止や早期発見の観点を改めて加え、内容をブラッシュアップしてください。
- ※ 教職員が積極的に寄り添い、理解しようと努める姿勢こそが、児童生徒が「サインを発信しよう」と思える環境をつくります。
- ※ 未然防止を心がけ、適切な初期対応を徹底することが、問題の潜在化、重篤化、複雑化を防ぐことができます。

【対策4】

生徒指導の機能を重視した 「わかる授業」を展開する ～自己肯定感を高め、学業不適応を未然に防ぐ学校環境づくり～

1 共感的人間関係の構築と心理的安全性の確保

- ・安心して発言できる心理的安全性を確保する。お互いを認め合い、努力を称賛する文化を醸成し、つまずきには適切な援助を行う。
- ・ICT端末を活用した、意見共有の際、他者の意見を尊重し、否定的なコメントや無断撮影を許さない等、適切な活用方法を日常的に指導する。

2 自己存在感の確立とデジタル・シティズンシップ

- ・個々の発達段階に応じた、「主体的・対話的」な活動場面を設定する。活動そのものを肯定的に評価し、生徒が「自分はこちらにいていい」と実感できる場面をつくる。
- ・端末を自他を傷つけるために使うのではなく、自らの考えを表現し、社会とつながるための「権利と責任」を伴うツールとして理解させる。

3 自己決定の機会の確保と情報の主体的な選択

- ・自ら課題を設定し、解決するプロセスを重視する。学習方法や内容を自ら選択できるよう指導・支援し、自律的な学習態度を育む。
- ・ネット上の対立が現実の暴力に発展することを防ぐため、情報の真偽を見極める力や間違った発信が及ぼす法的・社会的な責任や影響について、授業を通じて具体的に指導する。

4 意欲的な活動と達成感の共有

- ・探究的な学びを通じ、生徒が時間を忘れて熱中できる活動を展開する。
- ・小さな成功体験を積み重ね、安易な承認欲求（不適切な動画投稿等）による問題行動を抑止する。

【留意点】

児童生徒の非行や問題行動の背景には、学業上の不適応が深く関わっています。

以下の4点を意識し、自己実現を図るための「自己指導能力」を育成してください。

- ※ **見通しと自立**：学習目標を明確にし、方法を理解させ、自分から取り組める状態をつくる。
- ※ **意欲と探究**：探究的な学びや表現の習熟を通じ、生徒が時間を忘れて熱中できる活動を展開する。
- ※ **達成感の共有**：小さな成功体験を積み重ね、学習の達成や成功の喜びを分かち合う。
- ※ **主体的な端末使用ルールの策定**：「自分たちの学びの場を守るための合意形成」として、生徒と共に作り上げていく。

【対策5】

学校全体で取り組む道徳教育の充実

1 「生命の尊重」「規範意識」「思いやり」を軸として授業の展開

- ・ 千葉県における道徳教育の主題である『「いのち」のつながりと輝き』をベースとした教材を活用する。
- ・ 家族や周囲の支えに対する感謝を育む。
- ・ 高等学校では、ロングホームルーム等の特別活動を有効活用する。

2 実践事例集「心豊かに」を積極的に活用し、質の高い授業の実施

- ・ 全校・学年一斉での公開授業や外部助言者を招いた研修を実施する。
- ・ 保護者や地域住民を招いた公開授業を行い、地域全体で子供たちの「徳」を育む体制を構築する。

【留意点】

※ 「心豊かに」の活用例

- ・ 学校、学年単位で、実践事例集「心豊かに」を用いて授業を行い、互いに参観しあいながら指導力の向上を図るとともに、児童生徒の道徳性をより高めていきます。

※ 道徳教育映像教材活用

- ・ 高い道徳性を身につけさせ、豊かでおおらかに、そして、自信にあふれた頼もしい人間に成長につながります。

【対策6】

豊かな人間関係づくりと社会性の育成

1 (小中学校)「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実施

- ・ 千葉県教育委員会の提供プログラムを活用し、体系的な対人スキルを身に着ける。

2 (高等学校)人間としての在り方・生き方の探究

- ・ ロングホームルーム等で、正解のない問いについて議論し、他者の価値観を尊重する態度を育てる。

3 ソーシャルスキルトレーニングの推進

- ・ 日常生活での具体的な場面を想定し、適切な自己表現や応答を習得する。

4 地域・ボランティア活動への参加

- ・ 友人や地域の方と協力しながら、社会に役立つ喜びを実感させる。

5 構成的グループエンカウターの導入

- ・ エクササイズを通じて自己発見と相互理解を深める。

【留意点】

- ※ スクールカウンセラーなどを活用して職員研修の充実を図ることができます。
- ※ ソーシャルスキルトレーニング等の研修については、千葉県子どもと親のサポートセンターが行っています。
- ※ 構成的グループエンカウターについては、千葉県子どもと親のサポートセンターが発刊した「教育相談機能を活かした教育相談実践事例集」等を活用して職員研修の充実を図ってください。

下記 URL アクセス【分割ダウンロードから】

<https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/1b4b6d26ab1242cc3cdfae1ca9011c68/>

【対策7】

荒れを未然に防ぐ「校内環境」の構築

1 「割れ窓理論」に基づく徹底した即時修繕と美化

- ・ 壁の落書き、机の傷、窓ガラスのひびは「ここは管理されていない」という無意識のメッセージになるので、発見・報告・対応を速やかに行う。
- ・ 廊下や階段の隅等、暴力やいじめの温床になりやすい「死角」を物理的に減らす。

2 「居場所」を感じるパーソナルスペースの確保

- ・ 自分の持ち物が大切に扱える環境は、自尊心を高める。整理整頓の指導を「管理」ではなく「自分の空間を快適にするスキル」として指導する。
- ・ 感情が昂った生徒が、暴力に走る前に一息つける「クールダウンスペース」や静かな場所を設置する。

3 「環境美化・人権尊重・非暴力」等を啓発する掲示物の作成

- ・ 児童生徒のロッカーの整理整頓、背面黒板の使い方、教室内や廊下の掲示物の作成を児童生徒と一緒に取り組む。

【留意点】

- ※ 「人が環境をつくり、環境が人をつくる」と言われます。きれいな場所は汚しにくいものです。まずは、教職員が気づく目を持って、校舎内外を点検し、児童生徒と一緒に取り組んでいくことが大切です。
- ※ 壊れた場所を発見した場合の修繕までの手順について、教職員で確認をお願いします。壊れた場所をそのままにしておくと、児童生徒の心の荒廃につながります。早めの修繕が必要です。

【対策8】

あいさつ運動と地域連携による

見守りと暴力行為の未然防止

1 登下校時および放課後・SNS空間の見守

- ・過去のトラブル発生個所や人通りの少ない「死角」をデータ化(安全マップ)し、教職員・地域・警察が重点的に巡回する。
- ・児童生徒が学校外で集まる場所(公園、コンビニ、商業施設等)に加え、SNS上のコミュニティでのトラブルの予兆に注意を払う。
- ・必要に応じてスクール・サポーターと連携し、暴力行為への毅然とした対応と抑止力を示す。

2 心理的距離を縮める「対話型」あいさつ運動

- ・単なる「おはよう」だけでなく、「今日は元気そうだね」「顔色が少し悪いけど大丈夫？」といった一言を添え、生徒の小さな変化を見逃さない。
- ・児童会・生徒会が中心となり、誰もが「居場所」を感じられるような、威圧感のない温かな雰囲気のないあいさつ運動を展開する。
- ・外国籍の保護者や地域住民とも連携し、多様な言語やスタイルでのコミュニケーションを取り入れ、孤立する生徒をつくらない。

【留意点】

- ※ あいさつ運動やパトロールを、単なる「監視」ではなく、生徒のストレスや不満の「サイン」をキャッチするための「早期検知システム」と位置付けることが必要です。
- ※ 「大人が自分たちを見守ってくれている」という安心感が、衝動的な暴力を抑制することから、高圧的な指導ではなく受容的な態度を徹底することが必要です。
- ※ 地域の大人が積極的に関わることで、無言の規範を強化し、暴力を起こさせない文化を定着させます。
- ※ リアルな場での暴力は、ネット上のトラブルから波及することが多いため、パトロール時にネット上の人間関係の変化にも気を配る必要があります。

【対策9】

暴力行為防止・解決のための 「他校及び関係機関との連携」の構築

1 デジタルと対面を組み合わせた迅速な学校連携

- ・ 複数の学校が関わる事案では、電話だけではなくWeb会議システム等を活用し、関係校の教職員が迅速に情報交換をする。
- ・ 事態の深刻度に応じ、即座に「合同対策会議」を設置し、学校の垣根を超えた統一的な指導・支援方針を策定する。

2 切れ目のない「校種間連携」のシステム化

- ・ 小中連携の進化：中学校区単位で、年数回の合同研修や授業参観を定例化する。入学時の情報共有だけではなく、9年間を見通した「共通の指導指針（行動規範等）」を確立し、児童生徒が安心して進学できる環境を整える。
- ・ 中高連携のプラットフォーム化：自治体・地区単位で、中学校から高校へ申し送りシステムを構築する。特に、心理的・環境的に配慮を要する生徒については、出身校の知見を高校側が早期に引き継ぎ、入学直後から孤立を防ぐ支援を行う。

3 他専門職・関係機関との「チーム学校」による対応

- ・ 警察・司法との連携：「学校・警察連絡制度」を軸に、SNS上のトラブルから波及する暴力行為や深夜の「たまり場」等の課題に対し、警察署や少年センターと情報共有し、未然防止と実効性のある事後指導を行う。
- ・ 専門家によるバックアップ：子どもと親のサポートセンターの「学校関係機関支援事業」等を積極的に活用し、教職員の対応力向上を図る。
- ・ 重大事案への即応体制：深刻なケースでは、県警「スクール・サポーター」や、教育事務所の「生徒指導専任指導主事」の派遣を速やかに要請し、指導体制の強化を図る。

4 地域との協働による「見守り網」の展開

- ・ 地域会議の活性化：民生・児童委員や補導員等と定期的に協働し、通学路や地域死角となっている場所の安全対策を共有します。
- ・ 店舗・施設との信頼関係：コンビニや大型店舗と日頃から顔の見える関係を築き、夜間・休日の生徒の様子について情報提供を受けられる体制を整える。
- ・ 「安心できる居場所」の共創：問題行動への対応だけではなく、全ての子供たちが地域の中で、「自分の居場所」を感じられるよう、青少年育成団体等と協力して肯定的な雰囲気づくりに努める。

【留意点】

- ※ 発達の特性の理解とアセスメント：暴力行為の背景に発達障害等の特性が隠れている可能性を常に考慮する。
- ※ 特別支援コーディネーターによる専門的なアセスメントに基づき、「指導」と「支援」の両面からアプローチする。
- ※ 心理的安全性の確保：一部の生徒への指導に終始せず、一般の児童生徒が「暴力が許されない、安心できる学校」だと感じられる環境（居場所）をつくるのが、最大の抑止力となる。

【対策10】

チーム学校で進める！

個別支援サポートチームの構築と運用

1 サポートチームの目的と編成

編成の主導：管理職を中心とした会議（生徒指導委員会等）において、対象生徒の課題に応じた最適なメンバーを選定する。

- ・心の専門家の参画：SCやSSWの専門的見地を反映させる。
- ・外部人材の積極活用：校内のみならず、地域のネットワーク（民生・児童委員、青少年相談員、警察（スクールサポーター等））との連携を視野に入れます。
- ・ICTの活用：支援経過の記録には校内共有ファイル等を活用し、情報共有の迅速化と心理負担の軽減を図る。

2 様々な視点からのアセスメントと支援計画の立案

- ・情報の集約：対象生徒の生育歴、家庭環境、教室内での人間関係などを多角的収集・整理します。
- ・心理教育的アセスメントの導入：心理検査等の客観的ツールを活用し、本人の特性（学びの特性や認知の偏りなど）を正しく理解して見立て」を行います。
- ・共通理解の形成：立案した支援計画は、チーム内だけではなく全教職員で共有し、学校全体で一貫した対応ができる体制を整えます。

3 PDCAサイクルによる支援のアップデート

- ・定期会議の実施：定期的にフォローアップ会議を開催し、支援効果を客観的に評価する。
- ・柔軟な軌道修正：状況改善が見られない場合は、再度アセスメントを行い、個別の支援計画を見直します。
- ・教員のメンタルケア：困難な事案を扱うチームメンバー自身の疲弊を防ぐため、互いの活動をねぎらい、支えある体制を維持する。

【留意点】

- ※ 学校によって、複数のサポートチームを編成する場合は、それに応じた無理のない人数で編成を行う必要があります。
- ※ サポートチームの支援方法や支援経過について、全教職員で共通理解できるようにすることが大切です。

★次ページに展開例を提示しています。

《サポートチームの位置づけ》

生徒指導部会・・・サポートチームへのアドバイス、コーディネート

サポートチーム・・・支援の計画立案・指導方法の検討・反省支援の実践

職員会議・・・実践の経過説明、共通理解

《支援の流れ》

ステップ1

1回目の個別支援会議

・児童生徒に関する情報を整理し、具体的な指導・支援の工夫を決定す

ステップ2

指導・援助の開始

・会議の結果に基づき対応を開始し、並行して更なる情報収集を行う。

ステップ3

フォローアップ会議

・サポートチームの支援を評価し、必要に応じて方法を改善する。

ステップ4

改善が必要とされた場合

フォローアップ会議

・サポートチームの支援を評価し、必要に応じて方法を改善する。

ステップ5

アセスメントを実施

・計画に基づき、精密なアセスメントを遂行する。

ステップ6

教育計画の作成

・結果を検討し、その子に合わせた「個別の支援計画」を作成する。

ステップ7

計画に基づく再始動

・作成された計画に沿って、新たな指導・援助を開始する。

※個別支援会議・・・サポートチームによって開かれる会議

※フォローアップ会議・・・サポートチームの支援について、評価を行う会議

【対策 1 1】

暴力行為防止の3つの基本原則

1 安全・安心の確保と法的リテラシー

- ・ 暴力は「安全に学ぶ権利」の侵害であり、いかなる理由でも正当化されないことを徹底する。
- ・ 暴行罪や傷害罪といった法的責任について、学校・家庭・地域で共通認識を持つ。

2 多角的な生徒理解と包括的支援

- ・ 暴力の背景にある発達特性、トラウマ、家庭環境、SNSトラブルなどを、SCやSSWと連携して分析する。
- ・ アンガーマネジメントなどの教育的アプローチにより、自己指導能力を育成する。

3 組織的対応と関係修復

- ・ 重大事態には法律の専門家や警察と迅速に連携し、毅然と対応する。
- ・ 処罰で終わらせず、被害者の回復と加害者の再構築を促す「対話」を重視する。

【留意点】

- ※ 警察庁のHPに犯罪被害者等施策に犯罪被害者について考える資料が掲載されています。
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/keihatsu/kyouzai-student/index.html>（児童生徒向け教材）※「友達が被害者になったら」
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kou-kei/kyouzai/index.html>（青少年向け教材）※「私たちにできること」
- ※ 文部科学省のホームページに掲載されている非行防止教室等プログラム事例集を参考にしてください。※非行防止教室等プログラム事例集
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mondai04.htm
- ※ 具体的な、事例を取り扱う際は、児童生徒の発達段階を考慮して教材を選択してください。また、プライバシーに配慮してください。
- ※ 授業等を実施するに当たり、学級内に犯罪被害者やその家族である児童生徒がある場合は、十分に配慮をしてください。